各号に掲げる要件の全てをいう。

一　次の算式を満たすこと。

$$\sum_{s\leq t}\max(0,\mathrm{COF}^{\mathrm{L}}_{s}\text{-}\mathrm{CF}^{\mathrm{A}}_{s})\leq 10\%\times\sum_{s\leq t}\mathrm{COF}^{\mathrm{L}}_{s}$$

$\mathrm{COF}^{\mathrm{L}}_{s}$は、年限sにおける保険契約ポートフォリオの保険金等のキャッシュ・アウト・フロー（次号において同じ。）

$\mathrm{CF}^{\mathrm{A}}_{s}$は、年限sにおける特定された資産ポートフォリオから生じるキャッシュ・フロー（次号において同じ。）

二　次の算式を満たすこと。

$$\sum_{s\leq t}(\mathrm{CF}^{\mathrm{A}}_{s}\text{-}\mathrm{COF}^{\mathrm{L}}_{s})\geq 0$$

２　前項第一号及び第二号の算式において、特定された資産ポートフォリオが対応する保険契約ポートフォリオと異なる通貨建ての資産を含む場合であって、当該資産の為替リスクが完全にヘッジされているときは、当該資産のキャッシュ・フローを考慮するものとする。この場合においては、ヘッジコストを当該資産のキャッシュ・フローから控除するものとする。

（ミドルバケットの適格性要件）

第二十一条　次の各号に掲げる要件の全てを満たす保険契約ポートフォリオは、第十八条第一項第二号に掲げるミドルバケットに分類することができる。

一　当該保険契約ポートフォリオを裏付ける資産ポートフォリオが特定された資産ポートフォリオであること。

二　当該保険契約ポートフォリオに含まれる保険契約の保険契約者に解約オプションが付与されていないこと又は基準日時点において当該保険契約ポートフォリオの解約返戻金の合計額が特定された資産ポートフォリオの基準日時点における時価（当該保険契約ポートフォリオに含まれる保険契約を再保険に付している場合は、次節に規定する再保険回収額を含むものとする。この場合において、第三十三条に規定する再保険回収額の算出に当たっては、第二十八条に規定する一般バケットの調整後スプレッドを用いて第十六条に規定する割引率算出のためのイールド・カーブに基づく割引率を使用するものとする。第四号において同じ。）を超えないこと。

三　当該保険契約ポートフォリオに関する第五章第二節第五款に規定する解約及び失効リスクの額が、当該保険契約ポートフォリオの将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均の５％を超えないこと。この場合において、解約及び失効リスクの額並びに現在価値の算出に当たっては、第十七条に規定するリスクフリー・レートのイールド・カーブに基づく割引率を使用するものとする。

四　特定された資産ポートフォリオの基準日時点における時価が、当該保険契約ポートフォリオの将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均よりも大きいこと。この場合において、現在価値の算出に当たっては、第二十八条に規定する一般バケットの調整後スプレッドを用いて第十六条に規定する割引率算出のためのイールド・カーブに基づく割引率を使用するものとする。

五　当該保険契約ポートフォリオに含まれる保険契約が、次のイからハまでに定める要件のいずれかを満たすこと。

イ　将来保険料が含まれないこと。

ロ　契約上固定された将来保険料のみが含まれること。

ハ　保険会社等の裁量による将来保険料のみが含まれること。

（一般バケットへの分類）

第二十二条　保険契約ポートフォリオは、第十八条第一項第一号に掲げるトップバケット又は同項第二号に掲げるミドルバケットに分類されない場合には、一般バケットに分類するものとする。ただし、第五款に規定する資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約は、この限りでない。

（調整後スプレッドにおける適格資産）

第二十三条　次条のトップバケットの調整後スプレッドの計算及び第二十六条のミドルバケットの加重平均調整後スプレッドの計算における適格資産は、次の各号に掲げる資産をいう。

一　国債等

二　社債（新株予約権付社債を除く。）

三　地方債

四　貸付金

五　住宅ローン担保証券

六　商業用不動産担保証券

七　仕組債券（保険リンク証券を除く。）

２　前項の規定にかかわらず、発行者の裁量で行使されるコールオプションの特性を持つ資産は、オプションの行使が損失にならないこと及びオプションが行使された場合でも売却代金で類似の資産を購入することその他これに類する行為により、オプション行使前の資産及び負債の総合的な管理に影響を及ぼさないことが合理的に予測できないときは、適格資産に該当しないものとする。

（トップバケットの調整後スプレッドの計算）

第二十四条　トップバケットの調整後スプレッドは、第十九条に規定するところによりトップバケットに分類した保険契約ポートフォリオごとに特定された資産ポートフォリオにおける適格資産（以下この条において「トップバケット資産」という。）について、第十七条に規定するリスクフリー・レートのイールド・カーブに対する平均スプレッドとして得られた値とする。